

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月30日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第53号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>第4号様式の2（その1）（第3条関係） (変更納税通知書第1片の表面) 略 (変更納税通知書第1片の裏面) 略 (変更納税通知書第2片)</p> <p>あなたの個人事業税の納付は、お申出により口座振替の取扱いとなっております。 あなたの指定された預金口座は、次のとおりです。</p> <table border="1"><tr><td>金融機関の名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>支店等の名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>預金種別</td><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>口座名義人</td><td colspan="3"></td></tr></table> <p>個人情報保護のため、口座番号の下3桁を「***」で表示しています。</p> <table border="1"><tr><td>所管事務所</td><td></td><td>電話</td><td></td></tr></table> <p>○ 振替日以降の入金分につきましては、振替納付できないことから、納付書で納付をお願いしなければなりませんので、振替日の前日までに預金残高等の御確認をお願いします。</p> <p>○ 振替納付が行われるたびごとに個人事業税領収済証明書をお送りしますので、内容を御確認ください。</p> <p>○ 口座を廃止しようとする場合、口座振替の取扱いを取りやめようとする場合又は左記の預金口座の内容を変更しようとする場合は、廃止又は変更をしようとする月の前々月の末日までに、取扱いの金融機関又は県税事務所において必要な手続をおとりください。</p> <p>備考 変更納税通知書第2片については、口座振替の方法により徴収しようとする場合に用いる。</p>	金融機関の名称				支店等の名称				預金種別	口座番号			口座名義人				所管事務所		電話		<p>第4号様式の2（その1）（第3条関係） (変更納税通知書第1片の表面) 略 (変更納税通知書第1片の裏面) 略 (変更納税通知書第2片)</p> <p>あなたの個人事業税の納付は、お申出により口座振替の取扱いとなっております。 あなたの指定された預金口座は、次のとおりです。</p> <table border="1"><tr><td>金融機関の名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>支店等の名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>預金種別</td><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>口座名義人</td><td colspan="3"></td></tr></table> <p>○ 振替日以降の入金分につきましては、振替納付できないことから、納付書で納付をお願いしなければなりませんので、振替日の前日までに預金残高等の御確認をお願いします。</p> <p>○ 振替納付が行われるたびごとに個人事業税領収済証明書をお送りしますので、内容を御確認ください。</p> <p>○ 口座を廃止しようとする場合、口座振替の取扱いを取りやめようとする場合又は左記の預金口座の内容を変更しようとする場合は、廃止又は変更をしようとする月の前々月の末日までに、取扱いの金融機関又は県税事務所において必要な手続をおとりください。</p> <p>備考 変更納税通知書第2片については、口座振替の方法により徴収しようとする場合に用いる。</p>	金融機関の名称				支店等の名称				預金種別	口座番号			口座名義人			
金融機関の名称																																					
支店等の名称																																					
預金種別	口座番号																																				
口座名義人																																					
所管事務所		電話																																			
金融機関の名称																																					
支店等の名称																																					
預金種別	口座番号																																				
口座名義人																																					

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。